

総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ

第2次取りまとめ（案）

2023年9月

目次

はじめに	1
I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化	2
1. これまでの検討状況等	2
2. 前掲 1. の①～③以外の許認可について	2
3. 温対法との連携について	3
4. 経過措置について	4
5. 自治体との連携強化	4
II 説明会等の FIT/FIP 認定要件化	5
1. これまでの検討状況等	5
2. 説明会等の趣旨・目的等の再整理	5
3. 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 電源の規模	7
(3) 電源の設置場所・設置形態	8
(4) 他制度の対象エリア	9
4. 説明会の内容（説明事項・議事等）	10
(1) 説明事項に関する基本的な考え方	10
(2) 具体的な説明事項	11
(3) 説明会の議事等	17
5. 「周辺地域の住民」の範囲	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 定量基準	19
(3) 市町村への事前相談	22
6. 説明会の開催時期	23
(1) 原則的な場合	23
(2) 周辺地域の住民への影響が大きい場合	23
7. 説明会に関するその他の論点	26
(1) 説明会の開催案内	26
(2) 説明会に出席すべき説明者	27
(3) 説明会を開催したことを証する資料	27
8. 説明会以外の方法による事前周知	28
(1) 事前周知の方法	28
(2) 事前周知での説明事項等	28
9. 事業譲渡等の計画変更があった場合の取扱い	29
(1) 事業譲渡及び実質的支配者の変更の場合	29

(2) その他の計画変更の場合.....	30
Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務）	31
1. これまでの検討状況等	31
2. 監督義務の対象となる委託の内容	31
3. 委託先との契約に含めるべき事項等.....	32
4. 認定事業者から経済産業大臣に対する定期報告	32
Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置	34
1. これまでの検討状況等	34
2. 交付金の一時停止（積立命令）の発動タイミング	34
3. 交付金相当額積立金の取戻要件.....	35
Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保	36
1. これまでの検討状況等	36
2. 更新・増設に伴う太陽光パネルの適正な廃棄.....	36
(1) 更新に伴って不要となるパネルの適正な廃棄.....	36
(2) 更新・増設されるパネルの適正な廃棄.....	37
委員等名簿.....	39
開催実績	40

はじめに

我が国は、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、電源構成で 36～38%程度を目指すことが掲げられている。その目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すことが不可欠である。

FIT 制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に再エネ導入が促進され、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。

こうした地域での懸念の解消に向けて、2022 年 4 月から関係省庁による省庁を越えた横串での議論を行った上で、2022 年 10 月以降、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）において議論が重ねられ、計 5 回の会合の開催を経て、2023 年 2 月、本ワーキンググループの中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）を第 1 次の取りまとめとして策定した。

この中間取りまとめ等を踏まえ、第 211 回国会に、説明会の開催などの周辺地域への事前周知の FIT/FIP 認定要件化や、関係法令に違反した場合等に FIT/FIP 交付金を一時停止する措置等を盛り込んだ再エネ特措法¹の改正を含む GX 脱炭素電源法²が提出され、2023 年 5 月に成立した。

これらを踏まえ、本ワーキンググループでは、同月以降、2024 年 4 月に施行される改正再エネ特措法に盛り込まれた前述の措置等の詳細設計等について検討を行うため、自治体や事業者団体等へのヒアリングも含め、計 6 回の会合を開催した。これまでの集中的な議論を踏まえ、これらの検討事項に関する本ワーキンググループの見解を第 2 次取りまとめとして整理する。

関係省庁や自治体と連携しながら、本取りまとめで整理された内容に基づき、地域と長期的に共生する再エネ導入に向けて、必要な対応が速やかに講じられることを期待する。

また、本ワーキンググループにおいても、継続的に制度の実施状況のフォローアップや議論を行い、制度の充実を図っていくこととしたい。

¹ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法をいう。以下同じ。

² 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律をいう。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

1. これまでの検討状況等

- 本ワーキンググループの中間取りまとめにおいては、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①～③の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、認定手続を厳格化し、FIT/FIP 認定の申請要件とした。
 - ① 森林法における林地開発許可
 - ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
- また、風力・地熱発電事業について、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認めるが、認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなど、厳格な対応を行う³こととした。
- その上で、本ワーキンググループの第6回会合（2023年5月31日）においては、上記の対応の必要性を改めて確認した上で、後掲2.～5.の追加的論点について検討を行った。
- なお、今般の認定手続の厳格化については、本ワーキンググループにおける検討を踏まえて、関係審議会での議論・パブリックコメントを経て、2023年9月に改正省令が公布されており、同年10月より施行される。

2. 前掲1.の①～③以外の許認可について

- 前掲1.の①～③の許認可は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであり、周辺地域の安全性への影響の観点から、対応の必要性・緊急性が特に高いことに鑑みて、今般の措置対象とするものである。
- ①～③以外の許認可についても、当該許認可による保護法益や、事業実

³ 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。

1 施に当たってのリードタイムに与える影響等を総合的に勘案し、認定手
2 続の厳格化の対象とすべき理由が認められる場合は、同様に、その許認
3 可を FIT/FIP 認定の申請要件とすることを検討する必要がある。

- 4 ● 引き続き、資源エネルギー庁において必要な情報収集を行い、FIT/FIP 認
5 定の申請要件として追加すべきと考えられる許認可がある場合は、必要
6 な対応について、本ワーキンググループで随時議論を行うこととした。

7 3. 温対法との連携について

- 8 ● 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく
9 地域脱炭素化促進事業制度は、市町村が、再エネ事業の促進区域や事業
10 に求める環境保全の取組等を自らの地方公共団体実行計画に位置付け、
11 当該計画に適合する地域脱炭素化促進事業計画を認定する仕組みとな
12 っており、自治体が主導する形で、事業の候補地や配慮・調整が必要な
13 課題の見える化がなされるものとなっている。これを通じて、地域や事
14 業者にとっての再エネ発電事業の予見可能性を高めることができる点
15 を踏まえ、再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた観点
16 から、再エネ特措法と温対法の連携を加速させることは重要である。
- 17 ● 上記の特性を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度と認定手続厳格化の措
18 置との連携の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、以下の観点を
19 踏まえた更なる検討が必要であることを確認した。
 - 20 ➤ 促進区域・地域脱炭素化促進事業制度については、2023 年 9 月時点
21 で、12 件の促進区域が設定されているところ。今後、地域共生型再
22 エネの導入を促進するという制度趣旨、制度の活用状況、促進区域
23 と併せて地方公共団体実行計画に位置づけられる事項（促進区域に
24 において整備する地域脱炭素化促進施設の種類・規模、併せて実施す
25 る環境保全の取組等）等を踏まえた検討が必要となる。
 - 26 ➤ 温対法に基づく許認可手続のワンストップ化特例により、地域脱炭
27 素化促進事業については、同事業の認定のタイミングと併せて、林
28 地開発許可などの許認可の手続が行われる中で、各手続間の関係性
29 やタイムラインの整理が必要となる。
 - 30 ➤ 市町村が促進区域を設定した場合、当該区域における再エネ導入に
31 ついて一定の合意形成が図られていると考えられることも踏まえ、
32 当該区域における再エネ導入を促進するという観点からも、再エネ
33 特措法と温対法の連携のあり方を、更に検討することが必要となる。

4. 経過措置について

- 今般の認定手続の厳格化について、事業者の予見性を確保する観点から、以下の場合に限って経過措置を設定する⁴こととした。
 - 入札対象外案件：
施行前に、不備なく FIT/FIP 認定申請が行われたもの
 - 入札対象案件⁵：
入札に参加するには、事業計画受付締切までに事業計画を提出する必要があるところ、施行前に、事業計画受付締切が到来するもの
- なお、経過措置の対象案件も、関係法令（条例を含む。以下同じ）を遵守し、必要な許認可を適切に取得する必要があることは大前提である。

5. 自治体との連携強化

- 今般の認定手続の厳格化により、前掲 1. の①～③の許認可を中心に、当該許認可を所管する自治体や関係省庁などの関係行政機関と一層連携を強化する必要がある。特に、事業者による十分な情報提供の確保や、資源エネルギー庁/自治体間での情報共有の更なる充実が重要となる。
- そこで、事業者が FIT/FIP 事業を念頭に、これらの許認可の申請を行う場合に事業者から十分な情報提供がされるよう、今後、FIT/FIP 認定申請に先立って再エネ業務管理システム等⁶への仮登録を行うこととした。
- また、これらの許認可について、資源エネルギー庁/自治体間での情報共有の更なる円滑化を図るため、許認可等に関する情報について、再エネ業務管理システムを通じて、自治体から資源エネルギー庁に対して共有できるようにすることとした。
- なお、こうした措置の拡充に当たっては、情報の目的外利用や第三者への提供を禁止・防止するなど、個人情報等の適切な管理の徹底が大前提となる。

⁴ 再エネ海域利用法適用事業についても、上記と同様の考え方に則り、既に公募占用計画の提出期限が到来している公募（秋田県八峰町及び能代市沖、長崎県西海市江島沖、新潟県村上市及び胎内市沖並びに秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖）は、経過措置対象とした。

⁵ なお、入札対象案件については、入札参加時（事業計画提出時）ではなく認定申請までに許認可を取得することを求める（仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に許認可が取得できなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととした。

⁶ 再エネ発電事業に関する情報を可能な限り一元的に集約し公表していくことが重要であり、再エネ業務管理システム等を活用し、説明会等の FIT/FIP 認定要件化（後掲Ⅱ参照）に係る運用との連動等についても具体的に検討していく。

II 説明会等の FIT/FIP 認定要件化

1. これまでの検討状況等

- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、事業者の地域住民に対するコミュニケーション不足からトラブルが生じる例も報告されており、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることが重要となる⁷。
- このため、本ワーキンググループの中間取りまとめにおいては、FIT/FIP 制度の認定要件として、説明会開催を含む周辺地域への事前周知（以下「説明会等」という。）を求めることを整理し、これを実現するための法制上の措置を改正再エネ特措法に盛り込んだ。併せて、中間取りまとめでは、対象範囲の考え方など、説明会等の要件に関する基本的な考え方を整理しているところ。
- こうした検討を踏まえつつ、説明会等の要件の更なる具体化を図るため、後掲 2. ～9. の論点に係る詳細設計等の検討を行った。

2. 説明会等の趣旨・目的等の再整理

- 再エネ特措法に基づき、FIT/FIP 認定申請前に説明会等を求める趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにある。
- 本ワーキンググループにおいて整理された説明会等の認定要件は、こうした趣旨・目的に沿った説明会等を実現するための基本的な考え方であるが、説明会等を通して再エネ発電事業に対する地域の理解・信頼を高めていくためには、地域の実情等を踏まえた追加的な説明や対応を柔軟に行うことを含め、整理された認定要件を基礎として、更なる取組を实

⁷ 本ワーキンググループでの議論においては、総務省「太陽光発電設備等の導入に関する調査（「住民説明」に関する中間整理）」（2023年8月4日）も参考としている。同調査は、総務省が、施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析して、改善方策を提示する目的で実施しているものである。同調査では、太陽光発電設備の設置件数の上位 24 府県の全市町村（943 市町村）に基礎調査を実施し、さらに、基礎調査により把握できた情報に基づき、トラブルが発生した自治体等に実地調査を実施している。

1 施していくことも重要である。

2 ● また、資源エネルギー庁においても、今般整理される説明会等の認定要
3 件について、上記の説明会等の目的・趣旨に照らして不断の見直しを行
4 い、要件の充実化を図ることが重要である。このためにも、同法を運用
5 する中で、積極的な情報収集⁸に努め、地域の懸念を適時適切に把握し、
6 これにしっかりと対応していく必要がある。

7 ● なお、現行の事業計画策定ガイドラインにおいても、「事業計画作成の初
8 期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域
9 住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること」が努力義務として
10 求められている。FIT/FIP 認定要件として今般求める説明会等の実施後
11 においても、FIT/FIP 認定取得後や運転開始後の段階で、地域住民と適
12 切なコミュニケーションを図ることが重要である。

13 3. 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

14 (1) 基本的な考え方

15 ● 中間取りまとめにおいて、説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
16 については、周辺地域に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて、事業規模
17 や設置形態別に、地域の実態に合わせて事前周知を求めることとし、電
18 源の規模、設置場所・設置形態、他制度の対象エリアのような考慮要素
19 を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業につ
20 いては厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔
21 軟な手続を求めるべきである旨を整理した。

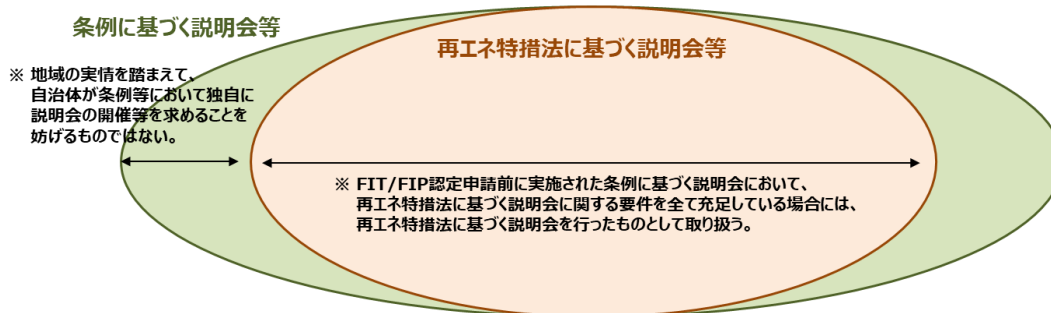
22 ● こうした整理も踏まえ、説明会等を開催すべき再エネ発電事業の範囲に
23 ついては、事業者や住民の予見性を確保するため、電源の規模、設置場
24 所・設置形態、他制度の対象エリアといった考慮要素に沿って、客観的
25 かつ明確な基準を定めることとした（後掲(2)～(4)参照）。

26 ● なお、再エネ特措法において説明会等の事前周知が認定要件として求め

⁸ 後掲 7. (3) のとおり、説明会概要報告書を認定後に公表した上で、説明会での説明内容等やこれに対する事業者の報告内容につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備する。住民からの通報等を端緒として、個別の事業者の報告内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対する報告徴収等の対応を行うが、個別事案への対応にとどまらず、説明会等の目的・趣旨を踏まえた要件の充実化にも繋げていく。

られる再エネ発電事業の範囲から外れるものであっても、地域の実情を踏まえて、地域とのコミュニケーションを一層促進する必要がある場合に、自治体が条例等において独自に説明会の開催等を求めることを妨げるものではない。

【参考1】再エネ特措法に基づく説明会等と条例に基づく説明会等の関係イメージ



(2) 電源の規模

- 中間取りまとめにおいては、例えば 50kW 以上の高圧の電源は、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いことや、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある旨が整理されている。
- これを踏まえつつ、説明会等を実施すべき電源の規模については、以下のように整理することとした。
 - 特別高圧・高圧（50kW 以上）の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会の開催を求めることとした。
 - 低圧（50kW 未満）の電源については、原則として説明会以外の手法での事前周知を求めるが、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合（後述）や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合（後掲(3)参照）は、説明会の開催を求めることとした。
 - 住宅用太陽光発電（10kW 未満）は、事前周知要件の対象外とすることとした。
- 前述の「複数の電源が至近距離内に集合する場合」について、説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲における定量基準の距離内に（後掲 5. (2) 参照）、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、

それらの複数の電源を合計した出力により、説明会等の開催の可否を判断することとした。その際、以下のように判断することとした。

- 「同一の事業者が実施する再エネ発電事業」について、実質的支配者が同一である特別目的会社（SPC）は、「同一の事業者」とする。
- 同一の事業者が「実施する再エネ発電事業」には、FIT/FIP 認定や設置の時期を問わず、既認定・認定申請中の全ての再エネ発電事業が含まれることとする。

(3) 電源の設置場所・設置形態

- 中間取りまとめにおいては、災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアや、住民の生活環境に近いエリアは、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高い旨が整理されている。また、例えば、屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定され则认为られ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低い旨が整理されている。
- 低圧の電源であっても、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高く、説明会の開催を求めるエリアは、次のとおりとした。
 - 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP 認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可（前掲 I 1. の①～③の許認可）に係るエリア⁹
 - 災害発生の場合に再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア（土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）、土砂災害危険箇所）
 - 条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア
- また、屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定され则认为られ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いため、事前周知を要件化せずに、努力義務として求めることとした。

⁹ 森林法における林地開発許可の対象エリア、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象エリア、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可の対象エリアを指す。

1 【参考2】説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧(50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での 事前周知を求める (※3、※4)	説明会の開催を求める (※4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)内				

- (※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の必要の手続を行う必要がある。)

2

3 (4) 他制度の対象エリア

4 ① 他法令・条例に基づく説明会との関係

- 5 ● 中間取りまとめにおいては、他法令において既に周辺地域との調整が図
- 6 られる手続が含まれており、当該手続における周知内容が再エネ特措法
- 7 上の説明会要件等を充足している場合には、事業者負担軽減の観点から
- 8 柔軟な対応が必要である旨が取りまとめられたところ。
- 9 ● FIT/FIP 認定申請前に実施された他法令¹⁰・条例に基づく説明会において、
- 10 再エネ特措法に基づく説明会に関する各要件を全て充足している場合
- 11 には、手続の合理化を図る観点から、FIT/FIP 認定要件としての説明会
- 12 を行ったものとして取り扱うこととした(具体的なタイムラインは、後
- 13 掲6.(2)参照。)
- 14 ● 特に、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度は、自治体が、地方公
- 15 共団体実行計画協議会(法定協議会)¹¹における協議を経て促進区域を設
- 16 定した上で、事業者が、当該区域内で実施する地域脱炭素化促進事業計
- 17 画を作成し、協議会における事前協議を経て、自治体から認定を受ける
- 18 仕組みとなっている。FIT/FIP 認定申請前に、当該協議会が設置・開催

¹⁰ 環境影響評価法に基づく説明会や温対法に基づく協議会等が想定される。

¹¹ 地方公共団体実行計画協議会の設置については地方公共団体の任意。

された場合において、当該協議会における事業者による地域の住民への説明に関し、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うこととした。

② 再エネ海域利用法¹²の適用事業の取扱い

- 再エネ海域利用法の適用事業は、事業が洋上で実施されることから、再エネ発電設備に隣接して住民が居住していない一方で、事業実施に当たって、漁業者等の利害関係者との調整が必要となる。
- こうした事業特性を踏まえて、再エネ海域利用法のプロセスにおいては、経済産業大臣・国土交通大臣・関係都道府県知事・漁業者等が参画する協議会が組織された上で、促進区域が指定される際には、協議会の意見を聴かなければならないとされている。
- このように、再エネ海域利用法では、同法に基づく法定協議会により、必要な利害関係者との調整が図られることが想定されていることを踏まえ、再エネ海域利用法の適用事業については、FIT/FIP 認定要件としての説明会等の事前周知は求めないこととした¹³。

4. 説明会の内容（説明事項・議事等）

(1) 説明事項に関する基本的な考え方

- 説明会の内容に関する基本的な考え方として、以下の視点を踏まえることとした。

(提供される情報の適切性)

- 周辺地域の住民の理解を得るためには、事業について適切な情報提供が行われることが重要である。なお、説明会の開催は FIT/FIP 認定申請前という事業の計画段階となる中で、どのように説明の適切性を確保するかといった点も課題となる。

¹² 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律をいう。

¹³ 再エネ海域利用法の適用事業は、地域との調整を図るべき事項について、同法に基づく法定の協議会での説明がなされている。この点に関し、公募による事業者選定後の協議会において、事業者が、FIT/FIP 認定の要件とする説明会において求められる説明事項を参考としつつ説明をすべき旨を、同法のガイドライン等で明確化する必要がある。

1 **(提供される情報の十分性)**

- 2 ➤ 再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響(安全面、
3 景観、自然環境・生活環境への影響、廃棄等)を勘案した際に、提
4 供される情報が十分といえるかどうかを踏まえることが重要である。

5 **(営業秘密・個人情報・プライバシー等への配慮)**

- 6 ➤ 事業者にとっては、説明会において開示する情報の中に、営業秘密・
7 個人情報が含まれる可能性があり、事業者間の競争情報の取扱い・
8 プライバシーの保護の観点から、一定の配慮が必要である。

- 9 ● また、説明事項については、中間取りまとめにおいて、①事業計画の内容
10 内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概
11 要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置などの項目について説明を
12 求める旨が整理されており、この①～⑥の整理に沿って、具体的な説明
13 事項を検討することとした(後掲(2)参照)。
- 14 ● このうち、特に、⑥事業の影響と予防措置については、電源ごとに説明
15 すべき内容が異なることから、各電源共通での説明事項に加えて、電源
16 別の説明事項を定めることとした(後掲(2)⑥参照)。

17 **(2) 具体的な説明事項**

18 **① 事業計画の内容**

- 19 ● 事業計画の内容については、電源種、設置形態、出力規模などの説明を
20 求めることとした。また、実施場所については、図面やイメージ写真を
21 用いた説明を求めることとした。

22 **② 関係法令遵守状況**

- 23 ● 関係法令遵守状況の説明について、認定事業者が遵守すべき関係法令は、
24 事業実施の各段階に応じて多様である中で、FIT/FIP 認定申請前の時点
25 で、それら全ての網羅的な説明を求めた場合、かえって形骸的な説明と
26 なるおそれがあり、提供される情報の適切性の観点からの検討が必要で
27 ある。
- 28 ● このため、FIT/FIP 認定申請前の時点において必須の説明を求める関係
29 法令遵守状況としては、以下の関係法令に係る手続の要否と、手続が必
30 要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵

守するための実施体制¹⁴の説明を求めることとした。

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP 認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可（前掲 I 1. の①～③の許認可）
- この他、FIT/FIP 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等
- 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

③ 土地権原取得状況

- 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求めることとした。

④ 事業に関する工事概要

- 事業に関する工事概要については、予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などの説明を求めることとした。

⑤ 関係者情報

- 関係者情報については、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などの説明を求めることとした。

⑥ 事業の影響と予防措置

- 事業の影響と予防措置に係る説明事項の検討に当たっては、安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、関係法令に係る基準・運用や本ワーキンググループにおけるヒアリング結果などを踏まえて、説明事項を整理することとした¹⁵。

¹⁴ 2023 年 5 月 25 日に関係省庁間で取りまとめた「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（以下「関係省庁申合せ」という。）が一つの指針となる。）

¹⁵ 事業の影響と予防措置に係る説明事項の他、その他の説明事項や、後掲の説明会の議事、開催時期等も含め、国として、制度を分かりやすく住民や事業者に対し周知・広報することが重要となる。その際には、パンフレット等も用いながら、手続フローやスケジュールなどを分かりやすく図解することが有用である。

- その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要¹⁶である。
- また、事業の影響と予防措置に係る説明事項は、個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定ではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求めることとした。
- 説明の仕方の選択に当たっては、本ワーキンググループで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促すこととした。
- 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要である。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求めることとした。

(i) 安全面

- 関係省庁申合せにおいて整理された以下の事項について、同申合せにおける整理に準拠する形で事業の影響を説明するとともに、適切な予防措置が講じられていることを説明するよう求める¹⁷こととした。
 - ・ 斜面への設置
 - ・ 盛土・切土
 - ・ 地盤強度
 - ・ 排水対策
 - ・ 法面保護・斜面崩落防止策
 - ・ 防災施設の先行設置
 - ・ 設備設計
 - ・ 施工後の管理の継続性
 - ・ 事業終了後の措置
- また、関係省庁申合せは、太陽光発電に関して整理したものであり、電

¹⁶ なお、本整理において、電源の規模やエリア等に係る特記がないものは、電源の規模やエリア等にかかわらず、事業の影響と予防措置に係る説明を求める趣旨である。

¹⁷ 例えば、「盛土・切土」等の項目については、設置場所の地形・地質等などの地理的条件や施工方法により、説明の必要性が異なる。説明を行う必要がないと判断する場合には、その理由（例：本事業では盛土・切土を行わないため等）の説明を求めることとした。

源特性が異なる風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電については、この申合せの内容が必ずしも妥当しない点もあるが、発電設備の安全面に関する基本的な考え方として、前述の各項目について、この申合せの内容を参考としながら、事業の影響と予防措置の説明を求めることとした。

● なお、前掲②のとおり、関係法令遵守状況の説明では、FIT/FIP 認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可等について、手続の要否、手続のスケジュール・取得状況、法令を遵守するための実施体制などを説明することと整理しており、ここにおいても、一部、事業の影響と予防措置に係る説明（安全面）に関連する説明がなされる。

(ii) 景観

● 再エネ発電設備が景観面に与える影響を踏まえ、その設置場所が、自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合は、景観面（景観面への影響及び適切な予防措置が講じられていること）の説明を行うことを求めることとした¹⁸。

● 説明すべき内容としては、イメージ図（例：フォトモンタージュ法）を用いながら、条例で設定された基準の充足を説明することが基本となるが、少なくとも、以下の事項については、必ず説明を求めることとした。

【景観に影響を与える客観的要素】

- ・再エネ発電設備の高さ
- ・敷地境界から設備までの距離
- ・山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否

【予防措置】

- ・当該条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されている場合
：当該予防措置
- ・当該条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されていない場合
：事業ごとの適切な予防措置¹⁹

¹⁸ なお、再エネ特措法に基づく説明会において景観面の説明を求めることは、自治体が、個別の条例において、この内容と異なる内容の景観条例を制定すること等を妨げるものではない。

¹⁹ 例えば、①周辺環境との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更（色・デザイン・意匠等の変更、反射の影響を軽減する素材の使用、仮設設備を避ける、設備の向きや傾斜につ

(iii) 自然環境・生活環境

- 自然環境・生活環境に関して、再エネ発電事業の実施に当たり、事業の規模にかかわらず、周辺地域の住民に影響が生じ得るものとして次のものを求めることとした。
 - 電源共通の事項として、騒音・振動²⁰、排水の汚れ/濁りに係る事業の影響及び予防措置の説明を求めることとした。
 - 電源別の事項として、本ワーキンググループにおける事業者へのヒアリングなどを踏まえ、以下の説明を求めることとした。
 - ・ 反射光、雑草の繁茂（太陽光発電）
 - ・ 風車の影による日照障害（風力発電）
 - ・ 温泉への影響、蒸気の噴出（地熱発電）
 - ・ 流量等への影響（中小水力発電）
 - ・ 燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通/ばい煙・粉じん/臭気等）（バイオマス発電）
- また、自然環境・生活環境の影響について、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの評価項目が参考となるところ、同法では、大気環境への影響（大気質）、水環境への影響、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）についても評価を行っている。他方、この環境アセスメントは、特に大規模な電源を対象とした制度であり、特に大規模な電源を前提として評価項目が設定されている。このため、これらの事項に関する説明については、環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象の電源（第一種事業・第二種事業のいずれも含む。）に限って求めることとした²¹。また、その説明事項については、環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいて選定した評価項目に基づき、事業の影響を説明するとともに、適切な予防措置が講じられていることの説明を求めることとした。

いて統一感のある設計とする等）や、②周辺の主要な眺望点や住居・道路等からの眺望への配慮（植栽、緩衝帯の設置、目隠しなどの設置等）など。

²⁰ 稼働中に生じるものに限らず、工事段階に生じるものも含む。

²¹ さらに、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）については、動植物・生態系への影響についての法律や条例において、再エネ発電事業の実施により影響が生じ得るエリアが特定されていることから、住民や事業者の予見性の確保の観点から、こうしたエリアに限って説明を求めることとした。

1 (iv) 廃棄等

- 2 ● FIT/FIP 認定申請時に事業者が作成する再エネ発電事業計画の内容等を
3 踏まえ、廃棄等費用の総額、算定方法、積立開始時期/終了時期、毎月の
4 積立金額の説明を求めることとした。
- 5 ● さらに、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関
6 する検討会」においては、将来におけるメーカー不在等により含有物質
7 情報の入手が難しくなり、廃棄時に認定事業者等から処理事業者への廃
8 棄物情報の提供ができなくなってしまうことを防ぎつつ、個別に調査を
9 させることによる過度の社会コストの発生や関係事業者の負担を抑制
10 するため、再エネ特措法の新規認定申請時に含有物質情報の登録がある
11 型式の太陽光パネルの使用を求める方向が整理されている。こうした検
12 討状況を踏まえ、太陽光発電事業については、上記の内容に加え、太陽
13 光パネルのメーカー名、製造期間、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4
14 物質の含有情報の説明を求めることとした²²。
- 15 ● 加えて、工事時に発生する産業廃棄物・残土についても、工事に伴って
16 発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）
17 や残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出量や、産業廃棄物処
18 理法等の関係法令への遵守（遵守体制等）などについて説明することと
19 した。また、土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地
20 の原状回復義務を負う場合は、その内容の説明を求めることとした。

²² なお、この検討会における今後の議論の状況等を踏まえ、特に各電源の廃棄等に係る説明事項については、随時必要な見直しを行っていくこととした。

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中 小 水 力	バイオ マス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を 目的として条例で設定された 保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○		エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照障害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 （交通/ばい塵・粉じん/臭気等）					○		
	その他の大気環境（大気質）への影響	○	○	○	○	○		
	その他の水環境への影響	○	○	○	○	○		
	その他の生物の多様性の確保及び自然環境 の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）	○	○	○	○	○		動植物・生態系への影響 を踏まえて法律・条例 で設定されたエリア
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

(3) 説明会の議事等

① 質疑応答等

- 説明会においては、事業者から説明事項を一方的に説明するだけでなく、説明会の議事として、質疑応答の時間を設け、住民の質問等（意見を含む。以下同じ。）に対して誠実に回答することを求めることとした。

- その際、説明会がかえって形骸化することを防ぐため、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示すことはしないこととしたが、住民からの質問等に十分対応できる質疑時間を確保した上で、住民からの質問等に誠実に対応することが重要であることを確認した。

② 説明会の開催回数

- 説明会の開催回数について、一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑な説明会の進行を図ることが困難となる場合が想定されることから、適切な規模で説明会が開催される必要がある。この観点から、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催することが必要となる場合がある。

- 他方で、こうした場合について、一回の説明会に参加できる住民の上限や説明会の開催回数といった具体的基準を定めると、説明会がかえって形骸化するおそれがある。このため、こうした具体的基準を定めることはしないこととしたが、住民からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数の説明会を開催した上で、住民からの質問等に誠実に対応することが重要であることを確認した。

③ 質問等への誠実な対応

- 住民からの質問等への誠実な対応を担保するため、質疑時間超過後に残った質問等に対応する観点、又は質問等の内容を客観的に確認する観点から、説明会後に事業者が一定期間（２週間）、質問募集フォーム等を設け、当該フォームに提出された質問等に対して、事業者が書面等において誠実に回答することを求めることとした。
- 住民からの質問等が特に多い場合などは、再度説明会を開催し、書面での回答を準備した上で、当該フォームに提出された質問等に直接回答するなど、誠実に回答するための工夫が重要となる。
- また、説明会開催後に受け付けた質問等に対して、事業者が書面での回答や、再度の説明会の開催を行わない場合には、説明会等の認定要件を満たさないこととなる。

5. 「周辺地域の住民」の範囲

(1) 基本的な考え方

- 説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、中間取りまとめにおいて、電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足することが必要である旨が整理されている。
- これを踏まえ、他法令や条例等に基づく説明会における対象範囲なども参考としつつ、以下の基本的な視点を踏まえて検討を行うこととした。

(範囲の明確性)

- 制度の予見性を確保する観点からは、説明対象となる「周辺地域の住民」の範囲について、客観的な基準で画されることが重要である。

(事業の特性や地域の実情を踏まえた対応)

- 事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要である。

- 範囲の明確性に係る視点に基づき、「周辺地域の住民」の範囲については、

事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、事業場所の敷地境界からの距離による定量基準を設定することとした（後掲(2)参照）。

- 同時に、事業の特性や地域の実情を踏まえた対応に係る視点に基づきつつ、以下の観点も踏まえ、説明会開催が要件として求められる事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える（市町村から意見がない場合には、上記の定量基準の範囲を適用する）こととした（後掲(3)参照）。

- 自治体の条例に基づく説明会や、事業者が任意に実施する説明会においては、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域を特定することなどを目的として、地域の実情を把握する自治体等への相談を行い、その実情を踏まえて説明会の対象住民を特定している例があること。

- また、現行の再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいても、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談すること」を努力義務としていること。

- 他方で、事業者から相談を受ける自治体の事務負担に配慮することも必要となること。

(2) 定量基準²³

① 具体的な定量基準

- 「周辺地域の住民」の範囲における定量基準の検討に当たって、全国の自治体の条例の制定状況の分析を行った。その結果は以下のとおり。

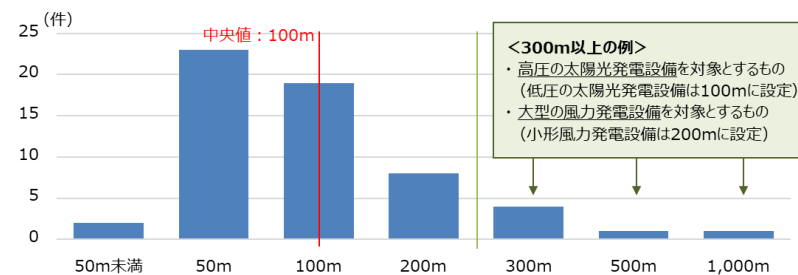
- 資源エネルギー庁では、2022年度に、全国の自治体を対象に条例の制定状況を調査し、1,419の自治体から回答を得た（回答率79.4%）。この調査において、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務を定める条例を制定している」と回答したトップランナーの自治体の条例のうち、説明会の対象となる住民の範囲について、事業

²³ この定量基準や、改めて説明会の開催を求める再エネ発電設備の認定出力又はパネル出力の変更の要件（後掲 9. (2) 参照）、関係法令における各種要件等について、関係省庁等とも連携しながら、分かりやすく周知することが重要となる。

場所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けていることが調査時点で確認されたものを抽出し、暫定的な分析を実施した。

- これらの条例について、事業場所の敷地境界からの距離等の分布は、【参考４】のとおりである。暫定的な分析では、分析対象の約 7 割の条例において、発電所の敷地境界からの距離等が 50～100m 以内の住民を対象としており、中央値は 100m となっている。
- 低圧太陽光を対象とするものについて、調査時点で確認されたもののうち、最も広範な住民を対象としているものは、事業場所の敷地境界からの距離等が 200m 以内の住民を対象とするものであった。一方、事業場所の敷地境界からの距離等が 300m 以上の住民を対象としている条例は、調査時点で確認された限りは、高压電源や風力発電を対象とするものであり、低圧太陽光などを対象とするものは確認されなかった。

【参考４】全国の自治体の条例の制定状況（調査時点での暫定的な分析）



(出典) 資源エネルギー庁による自治体への条例制定状況の調査に基づき、資源エネルギー庁作成。

(※) 「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務を定める条例を制定している」と回答した自治体の条例（調査時点で194件）のうち、条例において、説明会の対象となる住民の範囲について、事業場所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けているものを分析（調査時点で58件の条例が対象）。条例ではなく施行規則等で定量基準を設けているもの、住民ではなく土地所有者等の範囲を定めているものは、分析対象から除いている。規模に応じて複数の定量基準を設定しているものについては、最も広い定量基準を用いて上記グラフを作成している。

- こうした点も踏まえ、「周辺地域の住民」の範囲における定量基準は、次のとおりとすることとした。
- 低圧（50kW 未満）は、説明会の開催義務を定める条例を制定しているトップランナーの自治体において、説明会の対象となる住民の範囲について、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けていることが調査時点で確認されたものの中央値が 100mであることを踏まえ、「事業場所の敷地境界から 100m 以内」とした。
- 高压（50-2,000kW）・特別高压（2,000kW 以上）は、再エネ発電事業の実施による影響が及び得る範囲が大きくなる中で、前述のトップランナーの自治体において、大規模事業を念頭に、発電所の敷地境界からの距離等を 300m とする定量基準を設定している例が見られたことから、「事業場所の敷地境界から 300m 以内」とした。

➤ ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる大規模電源は、例えば、環境影響評価では、建設機械の稼働による影響評価の参考手法として、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1 km の範囲内としている²⁴。これを踏まえ、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（第一種事業に限る。）の対象となる大規模電源については、上記にかかわらず、「事業場所の敷地境界から1 km 以内」とした。

● また、上記の「事業場所」とは、原則として、再エネ特措法における発電設備の設置場所を指すこととした。これは発電設備のみならず、遮断機などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所も含むものであり、再エネ発電事業計画の認定地番には、当該設置場所を記載することとなっている。ただし、バイオマス発電事業の場合は、燃料置場（ストックヤード）の場所も含むこととした。

● さらに、定量基準の範囲内に住民が存在しない場合については、住民が存在しない旨を自治体に確認した上で、市町村から、地域の実情を踏まえて範囲外の住民にも説明すべきとの意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える（市町村から意見がない場合には、説明会を行わない）こととした。

● 加えて、環境アセスメント対象案件において、準備書段階以前においては、事業実施（想定）区域境界からの距離も踏まえ「周辺地域の住民」を特定することとした。なお、その後の環境アセスメント手続等の中で区域が変更された場合は、当初の説明会と後続の説明会とで「周辺地域の住民」の範囲が異なることとなるが、この場合においても、当初の説明会において対象となる「周辺地域の住民」に対しては、説明会又は説明会以外の事前周知の方法により、当該区域変更の旨を事前周知するよう求めることとした。

② 土地/建物所有者の取扱い

● 前掲①で整理した定量基準について、当該範囲内の居住者のみならず、土地/建物所有者を対象とするかどうかが論点となる。

● 事業者・住民の予見性を確保する観点からは、当該範囲内の居住者を基

²⁴ また、これまでに事業者が任意に開催している説明会の対象範囲について、発電所の敷地境界から概ね1 km 以内を対象とするなど、広範としている例が多く見られた。

本とすることが妥当であるが、特に再エネ発電設備に隣接する土地/建物所有者については、再エネ発電事業の実施により受ける影響が特に大きく、事業実施に当たって事前周知等を行う必要性が大きいと考えられる。また、本ワーキンググループでのヒアリング等を踏まえると、条例に基づく説明会の例では、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者について、「周辺地域の住民」の範囲に含める例が見られる。

- 以上を踏まえ、土地/建物所有者への事前周知の実施の必要性と、住民・事業者の予見性の確保とのバランスも踏まえ、再エネ特措法に基づく説明会においても、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者を「周辺地域の住民」の範囲に含める²⁵こととした。

- その際に、土地/建物所有者については、相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、事業者が具体的な土地/建物所有者を特定することが困難なケースがあり得ることから、開催案内の取扱いに留意が必要となる（後掲 7. (1) 参照）。

(3) 市町村への事前相談

- 市町村への事前相談については、公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化が必要であることから、再エネ特措法のガイドラインにおいて、事業者が自治体に対して事前相談を行う際の様式、自治体が事業者に対し「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者を示す際の様式を示しつつ、これらを書面で行うことを明確化した。

- この様式については、自治体の事務負担の軽減の観点から、可能な限り簡潔なものとしつつも、自治体による判断の透明性を確保するため、「周辺地域の住民」に加えるべき者がいる場合は、その理由を併せて示すことが可能なものとする²⁶こととした。

- なお、市町村境に近接して再エネ発電事業が実施されるケースも想定されるところ、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に、他の市町村への相談の要否を確認し、相談が必要とされた場合には、同様に当該他

²⁵ 土地/建物所有者が説明会に参加する際には、自身が土地/建物の所有者であることを証する書類（登記簿謄本等）を持参することが必要となる。

²⁶ 様式においては、想定される典型的な理由を列挙し、チェックボックス形式にすることで、自治体の負担を軽減しつつ、実質的な理由の教示が分かりやすく行われるように工夫することとした。

の市町村に事前相談を行い、その意見を尊重して、当該他の市町村の住民などを「周辺地域の住民」の範囲に加える対応を求めることとした。

6. 説明会の開催時期²⁷

(1) 原則的な場合

● 再エネ特措法では、FIT/FIP 認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）といった事項が基本的に定まっていることを求めている。この点を前提に、住民に対する十分な説明を実施できるように、説明会の開催をFIT/FIP 認定申請までのタイミングで求めているものである。したがって、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）を確定させた上で、FIT/FIP 認定を申請するというフローが基本である。また、説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することも必要となる。

● 以上を踏まえ、説明会は、FIT/FIP 認定申請の一定期間前（3ヶ月前）までに実施することを求めることを原則とした。

(2) 周辺地域の住民への影響が大きい場合

● 事業実施による周辺地域の住民への影響が大きく、関係法令における許可等を要する場合などについては、説明会における住民の質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から説明会を開催することが一層重要となる。

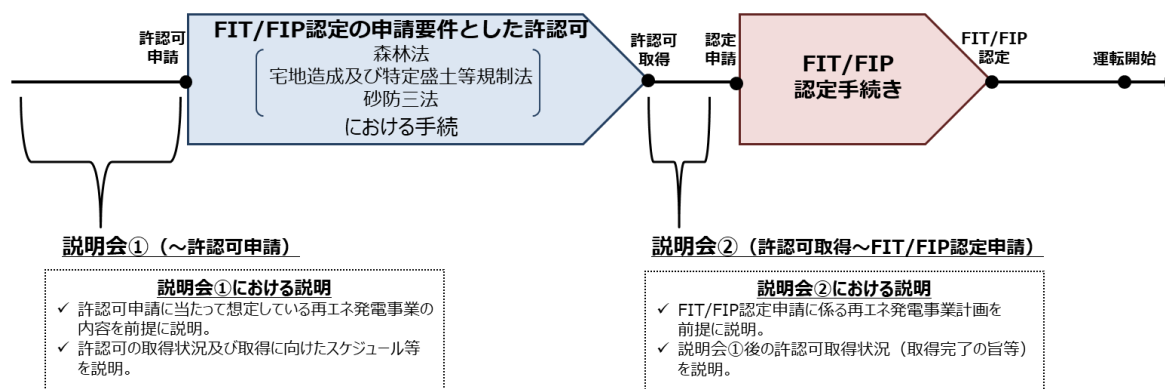
● このため、以下の場合に該当するときは、FIT/FIP 認定申請前に加えて、事業実施の早期段階等においても説明会の開催を求めることとした。

²⁷ 入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP 認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととした。なお、周辺地域の住民への影響が大きい場合（後掲(2)参照）として、FIT/FIP 認定申請前のタイミングのみならず、それぞれの場合に依り複数回のタイミングで説明会の開催を求めることを整理しており、この点については、入札対象案件についても変わらない。また、入札実施前に実施される説明会においては、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意が必要となる。

① FIT/FIP 認定の申請要件として取得を求めるとした許認可の取得が必要となる場合

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP 認定申請要件として取得を求めるとした以下の許認可（前掲Ⅰ1.の①～③の許認可）が必要となる場合は、FIT/FIP 認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求めることとした。

【参考5】上記①の場合のタイムライン

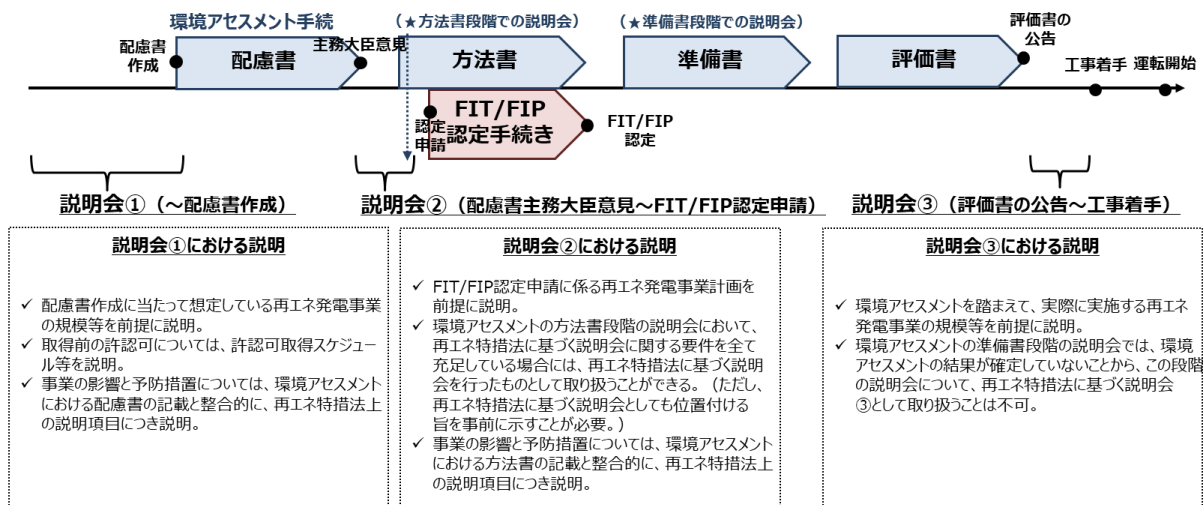


(※) なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、後述のタイムラインに従うこととする。

② 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象の場合

- 環境影響評価法（第一種事業・第二種事業のいずれも含む。）又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、FIT/FIP 認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求めることとした。
- さらに、FIT/FIP 認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求めることとした。

【参考6】 上記②の場合のタイムライン



(※ 1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①～③の詳細なタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

(※ 2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの（第二種事業・温対法の特例案件等）については、説明会①の開催は求めない。

(※ 3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合は、説明会②において、許認可の取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。
ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、

- ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
- ・説明会③において、許認可取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

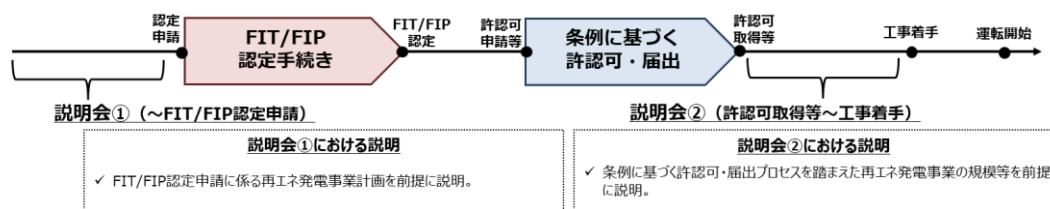
2

③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合

- この場合については、条例の実態を分析したところ、FIT/FIP 認定申請の時期にかかわらず、工事着手前までの許認可・届出等を求めている点を踏まえ、FIT/FIP 認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催を求めることとした。

10

【参考7】 上記③の場合のタイムライン



(※) なお、FIT/FIP認定申請前に実施する説明会①よりも前に、条例に基づく許認可・届出が終了している場合には、説明会を求めるタイミングは①のみとなる。

11

7. 説明会に関するその他の論点

(1) 説明会の開催案内

● 説明会の開催案内について、中間取りまとめにおいては、地域の実情に応じた適切な手段により行うこと、開催案内の内容や時期などの要件を充足する必要があること、開催案内を実施したことを証する書類を認定申請時に添付することなどを整理している。

● これを踏まえ、更なる詳細の検討を行い、以下の点を取りまとめた。

➤ 開催案内の方法は、本ワーキンググループにおけるヒアリング等を踏まえ、以下のいずれかの方法によることとした²⁸。

- ・ ポスティング ・ 回覧板
- ・ 戸別訪問 ・ 自治体広報誌（紙媒体）の活用

➤ 開催案内の内容や時期は、説明会の日時・場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施するよう求めることとした。

➤ 事業者が適切に開催案内を行ったことを確認するため、認定申請時に開催案内を実施したことを証する資料の提出を求めることとした。

● さらに、前掲 5. (2)②のとおり、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者を「周辺地域の住民」の範囲に含めることとしたが、土地/建物所有者については、相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、事業者が具体的な土地/建物所有者を特定することが困難なケースがあり得る。このため、事業者に上記の方法により土地/建物所有者への開催案内を行うことを求めたとしても、土地/建物の所有者に対して開催案内を周知できないおそれがあることに加えて、事業者の負担が過度となるおそれもある。

● したがって、前述の方法による開催案内に加えて、設置場所に隣接する土地/建物の所有者にも事前周知を行うために、説明会の開催を求める全ての再エネ発電事業について、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報（時間・場所等）の提供を求めることとした²⁹。

²⁸ 事業者の HP への掲載については、住民にとって HP への掲載を認知するきっかけがないことから、上記のような周知方法との組合せが必要である。

²⁹ 資源エネルギー庁のシステムを活用した情報提供を行う際には、一定期間（2週間）の情報提供期間が確保されることが必要となる。また、システム整備に当たり、説明会概要報告書の公表（後掲(3)参照）と一元的な運用がなされるような設計が重要である。

(2) 説明会に出席すべき説明者

- 説明会の実施に当たって、説明の責任主体を明確化する観点から、説明会には再エネ発電事業者自身の出席を求めることとした。
- また、再エネ発電事業の実施に当たっては、その一部を委託事業者に委託する場合が想定される。この場合には、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席することは有効な手段となる。ただし、この場合であっても、上記のとおり、説明の責任主体は再エネ発電事業者となることとした。
- さらに、地域の実情を把握する市町村が説明会に出席することを希望する場合には、市町村が説明会に出席できることとした。

(3) 説明会を開催したことを証する資料

- FIT/FIP 認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、開催案内を実施したことを証する資料・説明会の議事録・出席者名簿・配布資料・質問募集フォーム（前掲 4. (3)③参照）における質問等と回答・説明会の概要を報告する報告書（以下「説明会概要報告書」という。）の提出を求めることとした。
- 事業者の申請内容に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格な対応を行うこととなる。
- また、事業者が報告した説明会の内容に疑義が生じた場合に検証を行うことができるよう、以下の対応を講じることとした。
 - 事業者から提出された説明会概要報告書を認定後に公表する。
 - 説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備する。
 - 住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求める。その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP 認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音と、その保管を求める。
 - なお、こうした録画及び録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が広く対外公表することはプライバシーの観点から許容されず、想定されない。

8. 説明会以外の方法による事前周知

(1) 事前周知の方法

- 説明会以外の方法による事前周知については、事業内容なども含めた適切かつ十分な情報提供が必要となる。こうした中で、ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者 HP への掲載等の方法については、次のようなメリット・デメリットが挙げられる。

- 回覧板・自治体広報誌は、地域に密着した形での情報提供が可能であり、有効な手段だが、一度に掲載できる情報の量には限度がある。
- ポスティング、戸別訪問、事業者 HP への掲載は、回覧板、自治体広報誌の活用といった方法よりも多くの情報を提供することが可能。
- 事業者の HP への掲載は、住民にとって HP への掲載を認知するきっかけがないことから、住民に周知できる具体的な方法（回覧板、自治体広報誌（紙媒体）の活用）との組合せが必要。

- 以上の点を踏まえ、説明会以外の事前周知の方法は、以下のいずれかによることとした。

- ・ ポスティング又は戸別訪問による方法
- ・ 回覧板又は自治体広報誌（紙媒体）を活用して事業者 HP へのリンクを示した上で、当該事業者 HP に情報を掲載する方法

(2) 事前周知での説明事項等

- 説明会以外の方法による事前周知においても、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な情報が提供されることが重要であるため、事前周知の内容については、説明会と原則同じとすることとした。

- 「周辺地域の住民」の範囲については、自治体の事務負担に配慮しつつ、事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに設定された発電所の敷地境界からの距離による定量基準（前掲 5. (2) 参照）を参照し、当該範囲内の居住者を対象とすることとした。

- 事前周知は、FIT/FIP 認定申請の一定期間前（3ヶ月前）までに実施することを求めた上で、事前周知の際には必ず質問等の提出先・提出期限（事前周知の日から2週間の期間を設ける）を記載し、提出された質問等には、事業者が書面において誠実に回答することを求めることとした。

- 事前周知を行ったことを確認するために、事前周知先の名簿・配布資料・事前周知後に提出された質問等と回答に加えて、事前周知の概要を報告

1 する報告書（事前周知概要報告書）の提出を求めることとした。

- 2 ● なお、説明会以外の方法による事前周知についても、事業者の申請内容
3 に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行
4 わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格
5 な対応を行うことになる。

6 9. 事業譲渡等の計画変更があった場合の取扱い

7 (1) 事業譲渡³⁰及び実質的支配者の変更の場合

- 8 ● 認定後の事業譲渡に関し、中間取りまとめにおいては、事業譲渡のよう
9 に事業者が交代する場面では、新規で事業を開始する場合と同様に地域
10 とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じや
11 すいとの指摘もあることを踏まえ、以下の旨が整理されている³¹。
12 ➤ 事業譲渡の場合には、変更認定時に説明会等の開催を求めること。
13 ➤ 実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても、一定の要
14 件を満たす場合には、変更認定時に説明会等の開催を求めること。
- 15 ● こうした整理を踏まえ、事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が
16 交代する場合は、新規で事業を開始する場合と同様に、説明会の開催等
17 を求める必要性が高いことから、その変更の際に、改めて説明会の開催
18 等を求めることを確認した³²。
- 19 ● 具体的には、事業譲渡・実質的支配者の変更による計画内容の変更があ
20 った場合には、FIT/FIP 認定要件として新規認定時に求める説明会の開
21 催等に加えて、事業譲渡等の契約書の締結後（事業譲渡等が対外的に発
22 表される場合は、その発表後）、変更認定申請前のタイミングにおいても、
23 説明会の開催等を求めることとした。
- 24 ● その際には、従前の認定事業者（以下「譲渡人」という。）と変更認定申
25 請により認定事業者になろうとする事業者（以下「譲受人」という。）の

³⁰ 事業譲渡に類する変更（例：会社分割）が生じる場合についても、改めて説明会の開催等を求めることが適切である。

³¹ なお、中間取りまとめにおいては、前提として、事業譲渡等の変更認定に当たって、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないこととした。

³² 説明会の開催又はそれ以外の方法による事前周知のいずれを求めるかは、前掲 3. の整理のいずれに該当するかによることとなる。

間の引継事項等^{33,34}を含めた説明を求めることとした³⁵。

- 事業譲渡による計画内容の変更があった場合の説明会については、譲渡人と譲受人の双方が説明会に出席することとした。また、説明会開催以外の方法による事前周知の場合は、事前周知を譲渡人と譲受人双方の名義で行うこととした³⁶。

(2) その他の計画変更の場合

- 再エネ発電事業計画について、以下の重要な事項に変更がある場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、同様に、変更認定申請の際等に、改めて説明会の開催等を求めることとした³⁷。
 - 再エネ発電設備の増出力等によって、説明会の開催又はそれ以外の方法による事前周知が必要な場合に新たに該当する場合
 - 再エネ発電設備の認定出力又はパネル出力(太陽光発電設備の場合)を20%以上又は50kW以上増加させる³⁸場合
 - 再エネ発電事業の設置場所を変更する場合

³³ 譲渡人と自治体・住民の間に協定等が締結されている場合は、自治体・住民の意思に応じて、当該協定等に定められた義務等を譲渡人から譲受人に引き継ぐことが求められ、このプロセス等についても説明が必要となる。なお、協定等が引き継がれる際には、その内容が改訂等される場合もある。また、実質的支配者の変更の場合については、実質的支配者に変更される旨の説明に加えて、引継事項等の説明を求めることとした。

³⁴ 説明会后に、当該協定等が説明されたプロセス等に従って引き継がれていないことが判明した場合には、説明会において虚偽の説明を行ったものとして、認定取消し等の対象となる。こうした点は、ガイドライン等で分かりやすく明確化していくことが重要である。

³⁵ 変更認定時の説明会等における引継事項以外の説明項目については、以下のとおり。

①改正再エネ特措法の施行前にFIT/FIP認定を取得し、再エネ特措法に基づく説明会等を行っていない事業者：再エネ特措法上求められる要件を全て充足する説明を求めることとした。

②改正再エネ特措法の施行後に、既に再エネ特措法に基づく説明会等を行っている事業者：前回行った説明会等からの変更事項についての説明を求めることとした。

³⁶ 実質的支配者の変更の場合については、新規認定時の説明会等と同様、認定事業者自身が説明会に出席する(説明会開催以外の方法による事前周知の場合は、認定事業者自身の名義とする)こととした。

³⁷ 説明会の開催又はそれ以外の方法による事前周知のいずれを求めるかは、変更後の事業について、前掲3.の整理のいずれに該当するかによることとなる。

³⁸ これは、①FIT/FIP制度では、調達価格/基準価格が変更となる変更認定事由(価格変更事由)の一つとして、20%以上の出力の減少を規定するなど、再エネ発電事業計画の変更の程度に係る一つの閾値として20%という割合を用いていることや、②周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会開催を求める「大規模電源」の閾値は、50kWと整理していることを参考としたもの。なお、新規認定時(既に計画内容の変更に伴う説明会を開催している場合には、当該変更時)からの累計増加分が20%以上又は50kW以上となる場合も、説明会の開催等を求めることとした。

Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務）

1. これまでの検討状況等

- 再エネ発電事業について、その全てを認定事業者が自ら行うことは求められておらず、事業の一部又は全部の委託・再委託されているケース³⁹が少なくないが、現行の再エネ特措法では、事業規律の対象は認定事業者であるため、委託先（再委託先を含む。以下同じ。）が認定計画や認定基準（関係法令の遵守を含む。以下同じ。）に違反した場合における認定事業者の責任が明確ではない。
- このため、本ワーキンググループの中間取りまとめにおいては、以下の旨を整理し、これを実現するための法制上の措置を改正再エネ特措法に盛り込んだ。
 - 認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で、委託先も認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先に対する監督義務を課すこと。
 - 監督義務不履行があった場合は、認定事業者に対して認定取消しなどの措置をとり得ることとしつつ、ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定めるなどして、認定事業者の責任を明確化すること。

2. 監督義務の対象となる委託の内容

- 認定事業者は、様々な取組を委託先に委託することが考えられるが、このうち、事業の実施に必要な行為に係る委託について、監督義務の対象とすることとした。具体的には、再エネ発電事業の実施に係る行為のうち、例えば、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄・リサイクルに係る業務の委託については、監督義務の対象となることを明確化することとした。

³⁹ 例えば、再エネ発電設備自体が地方に所在する場合において、認定事業者が地方の地元企業に対して発電事業を委託する場合に、より地元に着した形での事業遂行が可能となるなど、こうした委託・再委託による事業遂行の形態には、一定のメリットが認められる。

3. 委託先との契約に含めるべき事項等

- 監督義務の履行状況を外形的に確認するため、認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結し、当該契約書において、委託先も関係法令の遵守を含めた認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化することを求めることとした。その上で、それを実効的に担保する観点から、委託先から認定事業者に対する報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などといった事項を当該契約書に含めることを求めることとした。
- このうち、委託先から認定事業者に対する報告体制については、再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託の形態が様々であるため、報告の形式（内容、書面の様式等）を一律に定めると、かえって報告が形骸化するおそれがある。このため、一律に報告の形式を定めることはせず、委託先の認定基準・認定計画の遵守を担保するという今般の措置の趣旨に基づき、認定基準・認定計画の遵守状況を報告するよう認定事業者が委託先に求めることが適切である。
- なお、今後、ガイドライン等において、典型的な委託の事例における望ましい報告の形式や、客観的資料を用いて報告するための証憑の例（事業実施場所の現地の写真など）を示すこととした。
- また、報告の頻度についても、同様の理由から、一律に定めることはしないが、定期的な報告（例：年1回）に加えて、災害発生時や認定基準・認定計画に違反するおそれがある状況が生じた時などの有事の際の緊急報告を認定事業者が委託先に求めることが適切である。

4. 認定事業者から経済産業大臣に対する定期報告

- 新たに委託先への監督義務を課すに当たって、適切に監督義務が履行されているかどうかを確認するために、認定事業者から経済産業大臣に対する定期報告において、委託の実態を報告させることとした。
- この定期報告については、適切な監督義務の履行を確認する観点から、以下の内容の報告を求めることとした。
 - 事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄・リサイクル等）に係る委託契約書の有無・委託契約の相手方・委託契約の概要
 - 委託先から認定事業者に対する報告の内容

- 1 ● その上で、定期報告の内容等を端緒として、認定事業者が委託先に対す
- 2 る監督義務が適切に履行されていないおそれが発覚した場合には、必要
- 3 に応じて報告徴収・立入検査を行って、委託契約書の原本や監督義務の
- 4 実情を詳細に把握し、監督義務の不履行が確認されたときは、指導・認
- 5 定取消しといった厳格な対応を行うこととした。

IV 違反状況の未然防止・早期解消の措置

1. これまでの検討状況等

- 再エネ特措法における認定事業者は、認定基準・認定計画に従って発電事業を実施することが求められ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り消される。認定取消しは上記のとおり指導・改善命令等を経て実施されるが、現行制度においては、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP 制度における支援は継続する。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。
- 本ワーキンググループの中間取りまとめにおいては、以下の旨を整理し、これを実現するための法制上の措置を改正再エネ特措法に盛り込んだ。
 - 認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定基準・認定計画に違反した場合、FIT/FIP 交付金を一時停止するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP 交付金の一時停止を継続すること。
 - 違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻せること。
 - 認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までの FIT/FIP 交付金の返還を求めていくこと。

2. 交付金の一時停止（積立命令）の発動タイミング

- 前述のとおり、改正再エネ特措法においては、関係法令に違反した場合には、FIT/FIP 交付金を一時停止するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP 交付金の一時停止を継続することとした。
- この関係法令の違反について、違反の未然防止・早期解消を促す観点から、少なくとも、関係法令において行政処分・罰則の対象となる違反について、当該違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階においては、積立命令を発出することが可能と考えられるものと整理した。

3. 交付金相当額積立金の取戻要件

- FIT/FIP 交付金の一時停止が措置された場合に、一時停止された交付金を取り戻すことができる要件について、以下のいずれかの場合であると整理した。
 - 違反状態が解消された場合⁴⁰
 - 認定事業者が事業を廃止し、適切な廃棄が確認された場合⁴¹
- なお、違反が解消されず、認定取消し・返還命令が出された場合については、実務上、①返還命令により生じる、推進機関から認定事業者への返還請求権又は納付請求権と、②認定事業者から推進機関への交付金相当額積立金取戻請求権を相殺することにより、返還命令に係る金銭が実効的に回収されることとなる。

⁴⁰ 違反の解消が確認された場合には交付金相当額積立金の取戻しを認めることで、違反事業者に対する違反状態の早期解消インセンティブを付与するため。

⁴¹ 認定事業者が事業を廃止した後、適切な廃棄が実施されたことを確認するため。

V 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保

1. これまでの検討状況等

- 現行の再エネ特措法において、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進すべきものと考えられる。
- こうした中、本ワーキンググループの中間取りまとめにおいては、以下の旨を整理し、これを実現するための法制上の措置を改正再エネ特措法に盛り込んだ。
 - 国民負担の増大を抑止することを前提に、一定の要件を満たす場合には、パネルの更新・増設を促すように現行ルールを見直すこと（具体的には、更新・増設をする際に、認定出力のうち当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用するとともに、更新・増設後の設備も含めて当初設備の調達期間等を維持すること）。
 - その上で、FIT/FIP 制度による支援期間中の太陽光パネルの更新に当たって、撤去される太陽光パネル相当額の解体等積立金については、支援期間中の解体等積立金の取戻しを認めていないこと⁴²を踏まえ、更新に当たって発生する廃棄等費用については、解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていくこと。

2. 更新・増設に伴う太陽光パネルの適正な廃棄

(1) 更新に伴って不要となるパネルの適正な廃棄

- 更新に伴って不要となる太陽光パネルの廃棄等費用は、前述のとおり、解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていくこととしている。
- この個別での適正な廃棄を担保するため、更新に係る変更認定申請を行う際には、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求めることとし、書類の提出がない場合には、変更認定を行わ

⁴² 売電収入から積立金を差し引く方法による外部積立てが可能なのは支援期間中に限られ、支援期間終了後の積増しは困難であるため。

ないこととした⁴³。また、事後的に、実際に適切な解体・廃棄が実施されたことの報告を求めることとした。

(2) 更新・増設されるパネルの適正な廃棄

- 再エネ特措法に基づく廃棄等積立制度では、積立開始のタイミング（運転開始後 10 年目）から調達期間の終了（運転開始後 20 年目）までの間、各時点での発電量に応じた額が、原則外部積立てされる仕組みとなっている。このため、積立てを行う期間中に、太陽光パネルの増設が発生した場合、積立開始から増設までの間、増設分の廃棄等費用が積み立てられないおそれがある。

【参考 8】更新・増設する場合の廃棄等費用の積立状況のイメージ



- こうした点を踏まえ、増設分を含めた太陽光パネルの廃棄等費用のうち不足分については、増設の際の変更認定時（変更認定申請前）に一括して原則⁴⁴外部積立てを行うこととした。また、積立ての方法については、廃棄等積立制度の方法に準拠することとし、仮に適切に積立てが行われない場合には、変更認定を行わないこととした。

⁴³ なお、契約書においては、対象となる太陽光パネルの量等の記載が必要である。

⁴⁴ 内部積立金の総額が積立対象区分等に該当する再エネ発電設備の解体等に通常要する費用の額以上であることや、一年ごとに積み立てられている内部積立金の額を公表することに同意することなど、再エネ特措法施行規則において定める内部積立てを行うための要件を満たす者については、一括して内部積立てを行うことを認めることとした。

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
委員等名簿

座長

山内 弘隆 一橋大学 名誉教授

委員

大関 崇 国立研究開発法人産業技術総合研究所
再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム 研究チーム長
大貫 裕之 中央大学 常任理事 法科大学院 教授
興津 征雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
桑原 聡子 外苑法律事務所 パートナー弁護士
神山 智美 富山大学 経済学部 経営法学科 教授
高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構
環境エネルギー科学特別部門 客員准教授

オブザーバー

加藤 栄佐 山梨県 環境 エネルギー部 環境 エネルギー政策課長
松本 仁一 那須塩原市 気候変動対策局 局長
梶原 俊之 電力広域的運営推進機関 再生可能エネルギー 国際部長
菅 弘史郎 九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 部長

関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

(五十音順 敬称略)

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
開催実績

(第6回会合以降)

第6回(2023年5月31日)

- 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

第7回(2022年6月30日)

- 再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討
(再エネ特措法改正を踏まえた検討事項の全体像)

第8回(2023年7月27日)

- 自治体・事業者団体からのヒアリング

第9回(2023年8月7日)

- 説明会等のFIT/FIP 認定要件化の詳細設計①

第10回(2023年9月15日)

- 説明会等のFIT/FIP 認定要件化の詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に向けた制度的検討

第11回(2023年9月26日)

- 残された論点について
- 第2次取りまとめ(案)